

証券コード2917
2019年12月4日

株 主 各 位

大阪市福島区野田4丁目3番34号

株式会社 **大森屋**

代表取締役社長 稲野達郎

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいますと併せて同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年12月18日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご送付下さいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年12月19日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市福島区福島5丁目6番16号
ホテル阪神 10階 クリスタルルーム
3. 目的事項
報告事項 1. 第66期（自 2018年10月1日）事業報告および連結計算書類
（至 2019年9月30日）ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第66期（自 2018年10月1日）計算書類報告の件
（至 2019年9月30日）

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎昨年から株主総会にご出席の株主様へのお土産はとりやめとさせていただいております。何卒ご理解下さいますようお願い申しあげます。

◎株主優待品につきまして、2020年9月30日現在の株主名簿に記載された1,000株以上保有の株主様より、年2回の優待品年間合計5,000円相当を年1回6,000円相当へと変更いたします。これに伴い、2020年3月31日現在の株主様を対象とする株主優待はございませんので、ご了承下さいますようお願い申しあげます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ohmoriya.com/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、当該「連結注記表」および「個別注記表」は、監査役が監査報告を作成するに際して、また、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して、監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ohmoriya.com/ir/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 2018年10月1日)
(至 2019年9月30日)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の継続的改善等により、企業収益・設備投資が堅調であったことから、緩やかな回復基調であったものの、海外経済の不確実性などにより景気の先行きは不透明で推移いたしました。

当社グループを取り巻く市場環境といたしましては、消費者の節約志向、低価格志向は恒常化しており、また今収穫期における原料海苔は記録的な不作となり仕入価格が高騰するなど、大変厳しい環境で推移いたしました。

このような状況のもと、当社では、物流費、人件費をはじめとするコスト増に対応するべく効率的な生産活動に努めてまいりましたが、原料海苔価格が高騰したことから、2019年6月に家庭用海苔製品の販売価格改定を実施いたしました。また、海苔以外の新製品開発にも重点を置き、積極的な販売活動を展開してまいりました。

その結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は18,470百万円（前期比3.8%増）となりました。利益面におきましては、営業利益は361百万円（前期比19.5%減）、経常利益は370百万円（前期比17.9%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期にあった不動産の譲渡による固定資産売却益（特別利益）が当期はなかったことなどから232百万円（前期比63.3%減）となりました。

セグメントの業績につきましては、当連結会計年度より、「不動産賃貸事業」の重要性が乏しいことから、報告セグメントを「食品製造販売事業」のみに変更しております。その結果、当社グループにおける報告セグメントは「食品製造販売事業」のみであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

なお、売上高を品目別に分類しますと、家庭用海苔につきましては、高品質の原料海苔を使用した製品の販売に注力した結果、売上高は7,218百万円（前期比2.2%増）となりましたが、進物品につきましては、ギフト市場の低迷により、売上高は1,243百万円（前期比5.5%減）となりました。ふりかけ等につきましては、既存品は苦戦を強いられたものの新製品が寄与し、売上高は3,795百万円（前期比0.8%増）となりました。業務用海苔につきましては、新規取引先の開拓に加え既存取引先での販売が増加し、売上高は6,140百万円（前期比10.0%増）となりました。その他につきましては、売上高は72百万円（前期比16.7%増）となりました。

2. 今後の見通しと対処すべき課題

(1) 今後の見通し

当社グループを取り巻く市場環境は、消費者の生活防衛意識の高まりから、依然として節約志向、低価格志向が続いており、また、主要原材料である原料海苔は仕入価格が高騰するなど、大変厳しい環境が続くものと想定されます。

このような状況の中、当社グループといたしましては、原材料の高騰に対応するため、生産活動の効率化やコスト削減に注力するとともに、積極的な販売活動の展開、新製品の開発に注力し、売上目標・利益目標の達成と経営効率の向上に向けての努力を続けてまいります。

今後とも「消費者的視点にたった経営」を経営理念として、優れた価値ある製品を提供し、どのような環境の変化にも対応できる販売競争力のある強固な企業体質の確立と経営効率の向上を図ってまいります。

(2) 対処すべき課題

施策といたしましては、中期経営戦略として以下の5点を掲げております。

- ① 多様化、個性化する消費者の支持を得られる新製品の開発を強力に推進していくこと。
- ② 新販路、新しいマーケットの更なる開拓強化を推し進めていくこと。
- ③ 2000年に全工場・全製造品目で「ISO9002」の認証を取得、2017年には「ISO9001：2015年版」の認証を取得しておりますが、今後も更に安全・安心・高品質な製品づくりを追求していくこと。
- ④ 生産性の向上と全社的経費削減を継続して実行していくこと。
- ⑤ 中国をはじめとする海外マーケットを開拓すること。

以上を積極的に取り組み、強固な企業体質の確立と業績の向上に邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

3. 設備投資および資金調達状況

当連結会計年度は、工場の合理化と製品の品質向上を目的とした生産設備の更新や環境改善を目的とした設備の改修など、総額124百万円の投資を実施しました。所要資金は、全額自己資金をもって充たいたしました。

4. 事業の譲渡・譲受け、吸収分割または新設分割等の状況

該当事項はありません。

5. 財産および損益の状況の推移

①企業集団

区 分	第63期 (2016年9月期)	第64期 (2017年9月期)	第65期 (2018年9月期)	第66期 (当連結会計年度) (2019年9月期)
売上高(百万円)	16,539	16,672	17,786	18,470
経常利益(百万円)	183	214	451	370
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	114	90	632	232
1株当たり当期純利益(円)	22.61	17.81	124.61	45.79
総資産(百万円)	12,154	12,462	14,422	12,907
純資産(百万円)	9,642	9,711	10,258	10,343
1株当たり純資産額(円)	1,901.07	1,914.66	2,022.68	2,039.49

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出し、銭未満を四捨五入して表示しております。

なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除して算出しております。

②当社

区 分	第63期 (2016年9月期)	第64期 (2017年9月期)	第65期 (2018年9月期)	第66期 (当事業年度) (2019年9月期)
売上高(百万円)	16,494	16,609	17,708	18,396
経常利益(百万円)	202	229	445	373
当期純利益(百万円)	87	69	626	234
1株当たり当期純利益(円)	17.21	13.79	123.49	46.31
総資産(百万円)	12,131	12,416	14,370	12,861
純資産(百万円)	9,683	9,710	10,247	10,350
1株当たり純資産額(円)	1,908.99	1,914.49	2,020.64	2,040.88

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出し、銭未満を四捨五入して表示しております。

なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除して算出しております。

6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
大森屋（上海）貿易有限公司	6,300千人民元	100%	食品および食品関連商材の貿易・販売等

7. 主要な事業内容（2019年9月30日現在）

当社グループは、以下の内容を主な事業としております。

- (1) 食品製造販売事業 家庭用海苔、進物品、ふりかけ等、業務用海苔製品
- (2) 不動産賃貸事業 不動産の賃貸

8. 主要な営業所および工場（2019年9月30日現在）

①当社

名称	所在地
本社・大阪支店	大阪市福島区野田4丁目3番34号
東京支店	東京都練馬区高野台2丁目27番17号
福岡工場	福岡県柳川市大和町豊原111
広川工場	福岡県八女郡広川町大字日吉548番16
関西作業所・関西物流センター	兵庫県西宮市山口町阪神流通センター1丁目93号

②子会社

子会社名	所在地
大森屋（上海）貿易有限公司	中華人民共和国 上海市

9. 従業員の状況（2019年9月30日現在）

会社名	従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
株式会社大森屋	127名	+4名	44.3才	16.2年
大森屋（上海）貿易有限公司	3	0	46.4	4.9
合計または平均	130	+4	44.4	15.9

(注) 従業員は上記のほか、最近1年間に於いて月平均218名の臨時従業員（パートタイマーおよび嘱託）を雇用しております。

10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

Ⅱ. 会社の現況に関する事項 (2019年9月30日現在)

1. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 11,561,360株
 (2) 発行済株式の総数 5,098,096株
 (3) 株主数 1,825名 (前期末比262名増加)
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
大 森 屋 共 栄 持 株 会	437	8.62
稲 野 達 郎	309	6.10
稲 野 貴 之	286	5.65
稲 野 節 子	229	4.52
稲 野 恵 子	196	3.88
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	140	2.76
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	140	2.76
大 森 屋 社 員 持 株 会	120	2.38
岡 本 雅 美	86	1.70
INTERACTIVE BROKERS LLC	85	1.68

(注) 持株比率は、自己株式 (26,520株) を控除して計算しております。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	稲野達郎	管理本部長 大森屋(上海)貿易有限公司 董事長
代表取締役副社長	稲野貴之	製造本部長
常務取締役	大當敏仁	営業本部長
取締役	中田勝	経理部長
取締役	寺川正敏	営業本部副本部長東日本統括兼東日本ブ ロック長兼東京支店長
取締役	叶裕一	叶法律事務所 弁護士
常勤監査役	別所厚	
監査役	叶智加羅	叶法律事務所 代表 松本油脂製菓株式会社 社外監査役
監査役	北村英嗣	北村会計事務所 代表
監査役	鳥越史朗	

- (注) 1. 取締役叶裕一氏は社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 2. 監査役北村英嗣氏および鳥越史朗氏は社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 3. 監査役北村英嗣氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 決算期後の取締役の異動（担当の異動：2019年10月1日付）

氏 名	新 担 当	旧 担 当
稲野達郎	代表取締役社長 大森屋(上海)貿易有限公司 董 事長	代表取締役社長 管理本部長 大森屋(上海)貿易有限公司 董 事長
中田勝	取締役管理本部長兼経理部長	取締役経理部長

(2) 当事業年度中に退任した取締役および監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
川口良夫	2018年12月20日	辞任	専務取締役営業本部管掌
村川義夫	2018年12月20日	辞任	監査役

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

取締役 7名80,324千円（うち社外取締役1名2,800千円）

監査役 5名16,915千円（うち社外監査役2名5,000千円）

- (注) 1. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額2,450千円（取締役2,337千円、監査役112千円）を含んでおります。
 2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
重要な兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
- ② 当期における主な活動状況

役 職	氏 名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発 言 状 況
取締役	叶 裕 一	12回中11回	—	主に弁護士としての法的な専門知識を活かし適宜発言をし、疑問点は的確に呈しております。
監査役	北 村 英 嗣	12回中12回	12回中12回	主に税理士として税務に精通した専門的見地から適宜質問し、意見を述べております。
監査役	鳥 越 史 朗	9回中9回	9回中9回	上場企業での監査役および証券業界における豊富な経験と見識を活かし、適宜質問し、意見を述べております。

1. 監査役 鳥越史朗氏については、2018年12月20日就任以降の状況を記載しています。
2. 叶裕一氏は、監査役 叶智加羅氏の三親等以内の親族であります。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

3. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額
16,000千円
- ② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
16,000千円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、前期の監査実績の分析・評価、計画と実績との対比、会計監査人の職務執行状況、監査計画における監査時間・配置計画、報酬見積額の相当性などを確認し、検討の結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

Ⅲ. 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社の「内部統制システム構築の基本方針」の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役は、職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため各分掌に従い、担当する部署の内部統制を整備し、諸規程の周知徹底を図るとともに、取締役会規程、経営会議規程、職務権限規程を遵守する。
 - ② 全役職員に当社の企業倫理、法令遵守の基本姿勢を明確にするため、経営理念（「消費者の視点にたった経営」）、業務指針を制定し周知徹底する。
 - ③ コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスマニュアル(企業行動規範)を制定し、全役職員に配布する。当委員会は定例的に会合を開催し、コンプライアンス状況の問題点を把握し、その徹底・推進を図る。
 - ④ 業務活動全般にわたる内部監査については、社長直属の組織である監査室が定期的を実施する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項
 - ① 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書取扱規程」に基づき、定められた期間、厳正に保存および管理する。
 - ② 取締役または監査役は、常時、これらの文書を閲覧できるものとする。
 - ③ 法令または証券取引所の規則等に情報の開示を定められている事項は、当然に速やかに開示する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社および子会社の経営上のリスクの分析および対策の検討は、社長を議長とする経営会議において行う。
 - ② 品質、安全、生産、情報管理等に関する事項は諸規程に定め、コンプライアンスに関する事項はコンプライアンス委員会によりマニュアルに定め、リスク発生の予防と最小化を図る。
 - ③ 監査室は、リスク管理に関する事項もチェック項目とし、定例的に点検する。
 - ④ 不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損失拡大の防止とその早期解決に集中する。また、再発防止策の実施も図る。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会および経営会議を毎月定例開催し、業務執行に関する重要事項の決定および取締役の職務の執行状況の監督等を行う。
 - ② 環境の変化に対応するため、取締役会および経営会議は定例開催の他、必要に応じて随時開催する。
 - ③ 経営会議の下部組織として、取締役を含む管理者会議を定例開催し、経営方針の確認、業績の確認、問題点の把握、対策検討等を実施することにより、あらゆる面の全社的な情報共有化を図る。
 - ④ 組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きを定め、職務の執行が効率的に行われる体制を確保する。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社は重要事項決定にあたり、その決定の客観的公正性を担保する目的から、当社経営会議に付議のうえ決定するものとする。
 - ② 子会社は経営状況を明らかにするため、進捗状況等を当社経営会議で報告するものとする。
 - ③ 子会社のリスク予防・管理、その他の業務運営を監査するため、監査室が定期的に監査するものとする。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助すべき使用人を置くものとする。その当該使用人は監査役の指揮命令下におくものとし、取締役からの命令は受けないものとする。
 - ② 当該使用人の任命および異動等に関しては、監査役会の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類および関係資料を閲覧する。
 - ② 取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において担当する業務の執行状況を報告する。
 - ③ 当社および子会社の取締役および使用人は、当社に著しい損失を与えるおそれのある事項および法令、定款違反や不法行為を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - ④ 当社および子会社は、前号に従い監査役への報告を行った取締役および使用人に対して、不利益な扱いを行うことを禁止し、その旨を全役職員に周知徹底する。

(8) 監査役の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払または支出した費用等の請求をすることができ、当社は、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとする。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、いつでも取締役および使用人に対して事業状況の報告を求め、業務および財産状況の調査をすることができる。
- ② 監査室は、内部監査の状況報告を監査役に対しても定期的および必要に応じ行い、相互の連携を図る。

(10) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ① コンプライアンスマニュアル(企業行動規範)の中に反社会的勢力の排除を明確に掲げるとともに、本方針を全役職員に周知徹底する。
- ② 反社会的勢力に対する直接的な利益供与の排除は言うまでもなく、間接的な利益供与についても、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。
- ③ 大阪府企業防衛連合協議会に入会し、加盟企業間での情報の交換・収集、セミナーへの参加等を行い、日頃から対応体制を整備する。
- ④ 反社会的勢力に関する情報は、総務部に集約し一元管理する。
- ⑤ 万一、問題が発生した場合においても、必要に応じて警察や弁護士等の専門家に相談し、適切な対応を行う。

2. 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当社は、上記内部統制システム構築の基本方針に基づき、取締役は各分掌に従い、担当する部署の内部統制を整備し、各員に対して諸規程の周知徹底を図っております。コンプライアンス委員会は月1回のペースで開催し、コンプライアンス状況について問題点を洗い出し、その改善を図っております。

内部監査につきましては、社長直轄の組織として監査室を設置し、定期的に業務活動について法令や社内規程に基づき適切に行われているかどうかをチェックし、被監査部門に対し、改善にむけた指摘・指導を行っております。監査室は監査役に対して内部監査の状況報告を定期的および必要に応じて行い、相互の連携を図っております。

監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するほか、取締役、従業員からの報告聴取、重要な決裁書類の閲覧を行っております。また、会計監査人との間で、最低年2回の頻度で、監督方針、監査実施状況等について報告・説明会を実施し、監査の有効性、効率性を高めております。

3. 会社の支配に関する基本方針

会社の支配に関する基本方針については、重要な事項と認識し継続的な検討を行っておりますが、現状の財政状態、経営成績の推移および株主構成等を鑑みて、現時点では具体的な防衛策は導入いたしておりません。

連結貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,059,016	流動負債	1,945,957
現金及び預金	1,556,799	支払手形及び買掛金	729,240
受取手形及び売掛金	2,907,767	短期借入金	72,600
たな卸資産	5,502,639	未払金	910,653
その他	91,810	未払法人税等	10,045
固定資産	2,848,711	賞与引当金	86,327
有形固定資産	2,321,828	その他	137,090
建物及び構築物	930,252	固定負債	618,335
機械装置及び運搬具	649,738	長期借入金	229,900
土地	721,179	退職給付に係る負債	344,389
建設仮勘定	6,907	長期未払金	44,045
その他	13,750	負債合計	2,564,293
無形固定資産	26,904	(純資産の部)	
投資その他の資産	499,978	株主資本	10,270,270
投資有価証券	360,867	資本金	814,340
繰延税金資産	104,891	資本剰余金	1,043,871
その他	36,718	利益剰余金	8,437,833
貸倒引当金	△2,500	自己株式	△25,774
資産合計	12,907,727	その他の包括利益累計額	73,163
		その他有価証券評価差額金	95,707
		為替換算調整勘定	7,601
		退職給付に係る調整累計額	△30,145
		純資産合計	10,343,434
		負債及び純資産合計	12,907,727

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2018年10月1日
至 2019年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	18,470,896
売上原価	12,715,572
売上総利益	5,755,323
販売費及び一般管理費	5,394,002
営業利益	361,321
営業外収益	
受取利息	65
受取配当金	7,972
その他	3,977
合計	12,015
営業外費用	
支払利息	1,495
為替差損	576
その他	316
合計	2,388
経常利益	370,948
特別利益	
受取保険金	8,895
特別損失	
固定資産除却損	0
貸倒引当金繰入額	200
災害損失	6,261
合計	6,461
税金等調整前当期純利益	373,383
法人税、住民税及び事業税	73,377
法人税等調整額	67,791
当期純利益	232,213
親会社株主に帰属する当期純利益	232,213

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2018年10月1日
至 2019年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	814,340	1,043,871	8,281,693	△25,774	10,114,130
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△76,073		△76,073
親会社株主に帰属する当期純利益			232,213		232,213
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	156,139	—	156,139
当 期 末 残 高	814,340	1,043,871	8,437,833	△25,774	10,270,270

	その他の包括利益累計額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	151,830	9,777	△17,540	144,066	10,258,197
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△76,073
親会社株主に帰属する当期純利益					232,213
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△56,122	△2,176	△12,604	△70,902	△70,902
当 期 変 動 額 合 計	△56,122	△2,176	△12,604	△70,902	85,236
当 期 末 残 高	95,707	7,601	△30,145	73,163	10,343,434

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,026,681	流動負債	1,935,951
現金及び預金	1,535,090	支払手形	97,978
受取手形	27	電子記録債務	208,363
売掛金	2,901,816	買掛金	413,150
製品	857,820	1年内返済予定の長期借入金	72,600
仕掛品	184,469	未払金	910,424
原材料及び貯蔵品	4,457,276	未払法人税等	10,045
前払費用	711	未払消費税等	66,769
未収収益	538	未払費用	64,532
未収入金	85,394	前受金	31
その他	3,535	預り金	5,727
固定資産	2,834,660	賞与引当金	86,327
有形固定資産	2,321,828	固定負債	574,898
建物	913,527	長期借入金	229,900
構築物	16,724	退職給付引当金	300,952
機械装置	647,906	長期未払金	44,045
車両運搬具	1,832	負債合計	2,510,850
工具器具備品	13,750	(純資産の部)	
土地	721,179	株主資本	10,254,784
建設仮勘定	6,907	資本金	814,340
無形固定資産	26,904	資本剰余金	1,043,871
電話加入権	1,675	資本準備金	1,043,871
ソフトウェア	25,229	利益剰余金	8,422,347
投資その他の資産	485,927	利益準備金	93,500
投資有価証券	360,867	その他利益剰余金	8,328,847
出資	14,672	別途積立金	7,080,000
関係会社出資金	0	繰越利益剰余金	1,248,847
関係会社長期貸付金	45,000	自己株式	△25,774
繰延税金資産	91,400	評価・換算差額等	95,707
会員権	11,200	その他有価証券評価差額金	95,707
保証金	8,531	純資産合計	10,350,492
その他	1,755	負債及び純資産合計	12,861,342
貸倒引当金	△47,500		
資産合計	12,861,342		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2018年10月1日
至 2019年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		18,396,084
売 上 原 価		12,664,735
売 上 総 利 益		5,731,348
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,367,166
営 業 利 益		364,182
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	270	
受 取 配 当 金	7,972	
雇 用 助 成 金 受 入	1,127	
そ の 他	2,777	12,148
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,495	
為 替 差 損	1,064	
そ の 他	18	2,578
経 常 利 益		373,752
特 別 利 益		
受 取 保 険 金	8,895	8,895
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	200	
災 害 損 失	6,261	6,461
税 引 前 当 期 純 利 益		376,186
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	73,377	
法 人 税 等 調 整 額	67,945	141,323
当 期 純 利 益		234,863

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2018年10月1日)
(至 2019年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	814,340	1,043,871	93,500	7,080,000	1,090,057	△25,774	10,095,994
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△76,073		△76,073
当 期 純 利 益					234,863		234,863
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	158,790	—	158,790
当 期 末 残 高	814,340	1,043,871	93,500	7,080,000	1,248,847	△25,774	10,254,784

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	151,830	10,247,824
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△76,073
当 期 純 利 益		234,863
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△56,122	△56,122
当 期 変 動 額 合 計	△56,122	102,667
当 期 末 残 高	95,707	10,350,492

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年11月15日

株式会社 大森屋
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 公認会計士 加藤 功 士 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 松本 勝 幸 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大森屋の2018年10月1日から2019年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大森屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年11月15日

株式会社 大森屋
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 公認会計士 加藤 功 士 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 松本 勝 幸 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大森屋の2018年10月1日から2019年9月30日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年10月1日から2019年9月30日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年11月20日

株式会社 大森屋 監査役会

常勤監査役 別 所 厚 ㊟
監 査 役 叶 智加羅 ㊟
社外監査役 北 村 英 嗣 ㊟
社外監査役 鳥 越 史 朗 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への適正な利益還元と安定配当の継続実施を基本方針としております。

当期末の配当につきましては、業績や財政状態等を総合的に勘案し、前期と同じく1株につき15円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金15円

総額 76,073,640円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年12月20日

第2号議案 取締役7名選任の件

本總會終結の時をもって、現任の取締役6名は任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保およびコーポレート・ガバナンスの更なる強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	<p style="text-align: center;">いなの たつろう 稲野 達郎 (1964年7月29日生)</p>	<p>1993年5月 当社入社</p> <p>2001年12月 当社取締役営業本部営業企画担当兼商品 開発担当部長</p> <p>2005年10月 当社常務取締役社長室長兼営業企画部長</p> <p>2010年10月 当社常務取締役管理本部長兼営業企画部 長</p> <p>2017年6月 当社代表取締役社長兼管理本部長</p> <p>2019年10月 当社代表取締役社長（現） (重要な兼職の状況) 大森屋(上海)貿易有限公司 董事長</p>	309,419株
<p>【取締役候補者とした理由】 稲野達郎氏は、代表取締役社長として当社グループの経営を担い、取締役会において重要事項の決定および業務執行の監督を的確に行っております。また全役職員に対し強いリーダーシップを有しており、当社グループの統括、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化が期待できると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
2	いなの たかし 稲野 貴之 (1972年5月13日生)	1996年4月 当社入社 2004年12月 当社取締役特販部長 2005年4月 当社取締役製造本部長兼特販部長 2010年10月 当社取締役製造本部長兼特販部長 2014年12月 当社常務取締役製造本部長兼特販部長 2017年6月 当社専務取締役製造本部長兼特販部長 2018年10月 当社専務取締役製造本部長 2018年12月 当社代表取締役副社長製造本部長(現)	286,569株
【取締役候補者とした理由】 稲野貴之氏は、製造部門における幅広い知識と経験を有しており、またその優れた経営能力から取締役会における意思決定と業務執行の監督を担うにふさわしい人物であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			
3	おおあたり としひと 大 當 敏 仁 (1961年12月30日生)	1996年6月 当社入社 2009年6月 当社特販部長 2014年12月 当社取締役特販本部特販部長 2018年10月 当社取締役営業本部長 2018年12月 当社常務取締役営業本部長(現)	1,000株
【取締役候補者とした理由】 大當敏仁氏は、営業本部長を務めるなど営業部門での経験が長く、豊富な経験と的確な経営の意思決定を行う幅広い知識と見識を有しております。また、取締役会の構成メンバーとして営業分野での豊富な業務経験に基づいた適切な判断力、決断力を発揮しており、当社の取締役としてふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
4	<p style="text-align: center;">な か た ま さ る 中 田 勝 (1955年11月10日生)</p>	<p>1991年2月 当社入社 2003年12月 当社経理部長 2017年12月 当社取締役経理部長 2019年10月 当社取締役管理本部長兼経理部長（現）</p>	3,170株
<p>【取締役候補者とした理由】 中田勝氏は、長年にわたり経理部門および財務部門に携わり、豊富な経験と高度な知識を有しております。また、取締役会や社内での各種会議等において会計、財務等の見識を活かし、意見、提言等を行っており、当社の取締役としてふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>			
5	<p style="text-align: center;">て ら か わ ま さ と し 寺 川 正 敏 (1957年10月17日生)</p>	<p>1980年3月 当社入社 2014年4月 当社東京支店長 2017年10月 当社東日本ブロック長兼東京支店長 2017年12月 当社取締役東日本ブロック長兼東京支店長 2018年10月 当社取締役営業本部副本部長東日本統括兼東日本ブロック長兼東京支店長（現）</p>	4,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 寺川正敏氏は、長年にわたり営業部門に携わり、豊富な経験と実績を有しております。現在は営業本部副本部長として営業部門を牽引し、当社主力事業の拡大の中心的役割を担っております。これらの経験および実績を当社経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
6	かのうひろかず 叶 裕 一 (1980年10月11日生) 社 外 独立役員	2011年12月 大阪弁護士会登録 2011年12月 叶法律事務所(現) 2015年12月 当社取締役(現)	0株
	【社外取締役候補者とした理由】 叶裕一氏は、弁護士として法的な専門知識を有しており、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点から、当社の経営に有用な意見をいただけるものと判断いたしております。 なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。		
7	おかいきよか 岡 井 紀 代 香 (1957年5月17日生) 新 任 社 外 独立役員	2008年4月 金城学院大学生生活環境学部教授 2013年4月 武庫川女子大学生生活環境学部教授(現)	0株
	【社外取締役候補者とした理由】 岡井紀代香氏は、大学教授としての経験と幅広い知見、食物分野における研究者としての高い専門性を有しており、その経験や知見を当社経営の様々な側面で活かしていただくことで、当社の企業価値の一層の向上に資すると判断したため、社外取締役候補者として選任するものであります。 なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 叶裕一氏および岡井紀代香氏は社外取締役候補者であります。
- (1) 当社は叶裕一氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は会社法第425条第1項の最低責任限度額となります。同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。また、岡井紀代香氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
- (2) 当社は、叶裕一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、岡井紀代香氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、同氏を独立役員とする予定であります。
- (3) 叶裕一氏は監査役叶智加羅氏の三親等以内の親族であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役叶智加羅氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
かのう ちから 叶 智加羅 (1947年8月5日生)	1977年4月 大阪弁護士会登録 1980年4月 弁護士事務所設立(現) 1991年3月 当社監査役(現) (重要な兼職の状況) 叶法律事務所代表 松本油脂製薬株式会社 社外監査役	0株
【監査役候補者とした理由】 叶智加羅氏は、弁護士を現任されており、法曹としての知識と経験を、当社経営の監査に反映していただくため、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は同氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は会社法第425条第1項の最低責任限度額となります。同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図



- 会 場 大阪市福島区福島5丁目6番16号
ホテル阪神 10階 クリスタルルーム
電話 (06) 6344-1661 (代表)
- 交通機関 JR西日本大阪環状線 福島駅徒歩1分
JR西日本東西線 新福島駅徒歩3分
阪神電鉄本線 福島駅徒歩3分
- ※なお、当日は駐車場の準備はいたしておりませんので、
あしからずご了承下さい。